

上市町こどもの権利条例

令和 7 年 3 月 21 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 こどもの権利の保障（第 4 条―第 8 条）

第 3 章 こどもに関わる者の役割（第 9 条―第 12 条）

第 4 章 基本施策（第 13 条―第 21 条）

第 5 章 雑則（第 22 条）

附則

こどもは、生まれながらにしてひとりの人間として尊重され、幸せに生きる権利をもつかけがえのない存在です。しかしながら、虐待、差別、貧困、いじめ、ヤングケアラーなど様々な状況におかれ、悩み苦しむこどもがいます。

「温かい環境で安心して暮らしたい」「自分の思いや意見を受けとめてほしい」「自分らしさを認めてほしい」これらは、上市町のこどもたちが語った言葉です。これらの願いは、まさにこどもの権利そのものです。

こどもたちに関わる全ての人々が、こどもに寄り添い、幸せを願い、こどもの権利を十分に理解し、その権利と尊厳を守り、健やかな成長を支援する必要があります。

上市町は、劔岳を仰ぐ豊かな風土の中、全てのこどもに笑顔を届けられるよう子育て支援をより一層強力に推進します。そして、こどもたちがふるさと上市町に誇りをもって幸せに暮らしていくことができるよう、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念に基づき上市町こどもの権利条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）に基づき、全てのこどもがもつひとりの人間としての権利（以下「こどもの権利」という。）を保障し、町、保護者、町民等、学校等関係者の果たすべき役割を明確にするとともに、あわせて相互に連携することで、全てのこどもが権利の主体として尊重され、自分らしく健やかに成長し、幸せな状態で生活を送ることができるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び町議会をいう。

- (2) こども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (4) 町民等 地域に属する住民、団体及び事業者をいう。
- (5) 学校等関係者 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他こどもを養育し、又は教育するための施設（以下「学校等」という。）の設置者、管理者及び職員をいう。

（基本理念）

第 3 条 こどもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として保障されなければならない。

- (1) こども又は家族が生まれ育った環境、人種、性別、障がいの有無、意見の違い等を理由としたあらゆる差別を受けることがないこと。
- (2) こどもに関係のある全てのことについて、こどもの最善の利益が優先して考慮されること。
- (3) こどもの命が守られ、のびのびと成長することができるよう支援が行われること。
- (4) こどもは、自分に関係のある全てのことについて、自分の思いや意見を自由に表明することができ、十分に尊重されること。

第 2 章 こどもの権利の保障

（こどもの権利）

第 4 条 この章に規定する権利は、こどもが成長していくために特に大切な権利として保障されなければならない。

- 2 こどもは、自らの権利を大切にするとともに他者の権利を大切に守ることができる責任をもつことができるよう適切な支援を受けることができる。

（安心して生きる権利）

第 5 条 こどもが安全に安心して生きるために保障される権利は、主として次のとおりとする。

- (1) あらゆる差別や不当な扱いを受けないこと。
- (2) 命が守られ、尊重されること。
- (3) 愛情及び理解をもって大切に育てられること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療や保健サービスが受けられること。

（自分らしく育つ権利）

第 6 条 こどもが自分らしく育つために保障される権利は、主として次のとおりとする。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 地域及び社会に参加すること。
- (3) 自分の意思で様々なことを教わり、学ぶこと。
- (4) 休息をとり、遊びを楽しむほか、芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。

(守られる権利)

第7条 こどもの心身を傷つけるものから守られるために保障される権利は、主として次のとおりとする。

- (1) 身体的暴行、性暴力、ネグレクト、心理的外傷、いじめその他のあらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) ヤングケアラー、貧困、社会的搾取その他の健やかに育つことを妨げる状況から守られること。
- (3) 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。
- (4) 過ちを犯したときは、適切に保護、支援されること。
- (5) 適切な情報を得ることができ、有害な情報から守られること。

(参加する権利)

第8条 こども自身が社会に参加し、自分の意見を表すために保障される権利は、主として次のとおりとする。

- (1) 自分の意見をはっきり言うことができ、それが尊重されること。
- (2) 自分を自由に表現すること。ただし、他人の権利を侵害しない場合や社会の決まりに反しない場合に限られる。
- (3) 自由に仲間をつくり、集まること。
- (4) 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。

第3章 こどもに関わる者の役割

(町の役割)

第9条 町は、国、県、その他関係機関と連携し、この条例に定める基本施策を実施するとともに、こどもが自分らしく健やかに成長し、幸せな状態で生活を送ることができるまちづくりに努めるものとする。

- 2 町は、こどもの権利について、こども、保護者、町民等及び学校等関係者に正しく理解してもらうようこどもの権利の普及啓発に努めるものとする。
- 3 町は、こどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、町民等及び学校等関係者と協力してこどもの権利の保障に関する取組を推進するとともに、必要な支援に努めるものとする。
- 4 町は、保護者がこどもを養育するに当たり、経済的及び社会的に必要な支援に努めるものとする。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、こどもの権利を理解し、こどもの成長について第一義的責任を有していることを認識しなければならない。

- 2 保護者は、こどもが自分らしく健やかに成長し、幸せな状態で生活を送ることができる基本的な生活環境を整えるように努めるものとする。
- 3 保護者は、その養育するこどもの最善の利益を考慮するとともに、そのこどもの意思を尊重し、寄り添うよう努めるものとする。
- 4 保護者は、前3項までについて、必要に応じ、町、町民等及び学校等関係者の協力

及び支援を受けることができる。

(町民等の役割)

第 11 条 町民等は、町が実施する基本施策に協力し、こどもの権利が保障され、こどもが自分らしく健やかに成長し、幸せな状態で生活を送ることができるよう努めるものとする。

2 町民等は、地域の中でこどもを見守り、こどもが、地域の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

3 町民等は、保護者が安心してこどもを養育することができるよう十分に配慮するとともに、支援するよう努めるものとする。

(学校等関係者の役割)

第 12 条 学校等関係者は、こどもの安全を確保するとともに、こどもが自分らしく健やかに成長し、幸せな状態で生活を送ることができるよう当該施設的环境と体制の整備に努めるものとする。

2 学校等関係者は、当該施設においてこどもの最善の利益を考慮し、そのこどもに応じた適切な支援に努めるものとする。

3 学校等関係者は、こどもが当該施設の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

4 学校等関係者は、当該施設においていじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめを認知したときは、こどもの最善の利益を考慮し、関係機関と連携を図り、こどもの権利の救済等に努めるものとする。

5 学校等関係者は、当該施設の職員に対し、こどもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めるものとする。

第 4 章 基本施策

(意見表明及び社会参加の機会の確保)

第 13 条 町は、保護者、町民等及び学校等関係者とともに、こどもの意見表明や社会参加の機会の確保に努めるものとする。

2 町は、こどもに関する施策の検討に当たり、こどもの意見を聴き、反映するよう努めるものとする。

(虐待、体罰等の防止)

第 14 条 町は、虐待、体罰等の防止のため、必要な体制の整備、関係機関との連携の強化、研修の実施、広報等に努めるものとする。

2 町は、虐待、体罰等の早期発見に努め、虐待、体罰等を受けたこどものケア等、適切な支援に努めなければならない。

3 町は、虐待、体罰等の被害者又は発見者が通報又は相談しやすい環境の整備に努めなければならない。

(いじめへの対応)

第 15 条 町は、いじめの未然防止及び早期発見のための対策を保護者、町民等及び学校等関係者と講じるとともに、いじめがあったときは、こどもへの適切な支援と速や

かな解決を図るため、保護者、町民等及び学校等関係者と連携及び協力してその対応に努めなければならない。

- 2 町は、いじめの被害者又は発見者が通報又は相談しやすい環境の整備に努めなければならない。

(こどもの成長への支援)

第 16 条 町は、こどもの成長に資する体験交流や芸術的又は文化的な活動、運動の推進を図るとともに、これらの機会の提供に努めるものとする。

- 2 町は、こどもが家庭及び学校等以外で安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。

- 3 町は、こどもが必要かつ適切な保健、医療、福祉及び教育を受けることができるよう施設的环境と体制の整備に努めるとともに、こども又はその保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

(こどもの権利を守るための支援)

第 17 条 町は、障がいのあるこども、経済的に困窮している家庭のこども、ひとり親家庭のこども、本人又は保護者が外国籍のこども、不登校のこども、ヤングケアラーその他支援が必要なこども又は保護者に対し、こどもの権利を守るために必要な支援を行わなければならない。

(犯罪、事故等の防止)

第 18 条 町は、こどもが安全に安心して生きられるように、犯罪、事故等の防止に必要な施策の推進に努めるものとする。

(相談と救済)

第 19 条 町、こども、保護者、町民等及び学校等関係者は、こどもの権利が守られていないことを発見したときは、互いに協力し、連携を図り、権利の回復支援に努めるものとする。

- 2 町は、こどもの権利が侵害されたときは、こども、保護者、町民等及び学校等関係者の相談に対し、速やかに救済を図ることができるよう庁内組織体制の構築その他必要な取組を行うものとする。

(移行支援)

第 20 条 町は、こどもが成人へ移行する時期に社会的自立のための支援を必要とするときは、18 歳以上であってもその支援を継続して受けられるよう環境整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第 21 条 町は、この条例の推進を図るための計画を上市町こども計画に位置づけるとともに、必要に応じて町が作成する各種計画にこの条例で定める基本施策を反映し、推進するものとする。

- 2 町は、基本施策の実施状況を検証するため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づく上市町子ども・子育て会議に毎年度報告し、意見を求めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。